

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 9.10発行(通巻第394号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●貸主兼所有者(近鉄)に損害賠償義務	
建物吹き付けによる中皮腫	2
●クボタショックから3年	
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その16	8
●アスベスト報道ダイジェスト 2009年8月	10
●韓国からのニュース	11
●前線から	13

本田技研に対し損害賠償提訴 名古屋／「労働者」健康センターと
労働者「健康」センターとの間でこつこつと 韓国

貸主兼所有者（近鉄）に損害賠償義務 建物吹き付けによる中皮腫 大阪地裁判決

大阪府内の近鉄高架下の文具店店長Aさんが、文具店2階倉庫に露出していた吹き付け石綿（青石綿：クロシドライト）が原因で中皮腫を発症し、死亡したのは、文具店が入居していた高架下建物を所有し賃貸していた近鉄などの責任だとして、約7300万円の賠償を求めた裁判で、8月31日、大阪地裁（徳岡由美子裁判長）は近鉄の責任を認め約5000万円の賠償を認める原告ほぼ勝訴の判決を言い渡した。

今回の判決は、建物内部の吹き付け石綿による被害について、民法717条に基づいて「建物の設置、保存上の瑕疵にかかる責任」をはじめて認め、被害に対する賠償責任が、建物所有者や賃貸人に課される場合があることを示した画期的な判決となつた。原告のAさんご遺族の頑張りとアスベスト訴訟弁護団、支援団体の活躍によるものだ。

判決結果は、これまできわめて場当たり的で一貫しなかつた吹き付け石綿対策に対する大きな警鐘といえ、早急に抜本的な対策強化が必要であることを示した。

被告・近鉄などは判決を不服として、すでに控訴した。加害企業の責任感のなさには未だに驚くほどである。安全センターとしては、今後とも裁判を積極的に支援していくことしている。

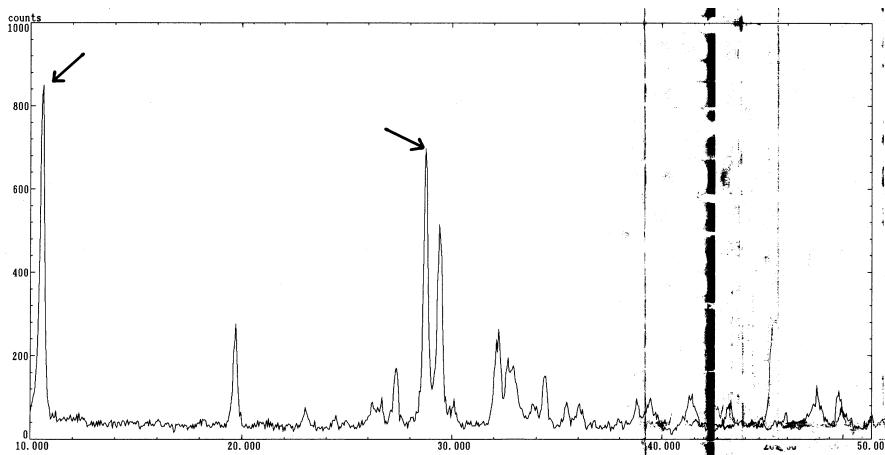
なんで中皮腫に？

Aさんが胸の異常を感じたのが2001年11月頃、2002年になり病院で胸水貯留がみつかり入院、さらに同年7月、転院先の兵庫医大病院での胸腔鏡検査で胸膜中皮腫と確定診断された。

「中皮腫はアスベストが原因」と聞かされたAさんと家族が思い当たったのは、Aさ



文具店倉庫：右側壁にびっしり青石綿吹き付け部分剥離した跡が目立つ



文具店石綿分析チャート（矢印クロシドライトのピーク）

んが経営する文具店の2階倉庫の床に落ちている「薄い青色がかかった灰色の纖維状の固まり」。壁に吹き付けられているものが剥離、落下したものだ。

すぐに店舗貸主の近鉄にアスベストが使用されていないかを問い合わせた。「一切使用していない」との答えに納得のいかないAさんたちが、安全センターに相談電話をかけてこられたのが2003年の4月。

文具店に出向き、2階倉庫で現場を確認したときはたいへん驚いた。

この感じは青石綿吹き付けにまず間違いない。すぐにサンプルを採取し、知り合いの分析専門家のところに直行、X線回折装置がクロシドライトの鋭いピークを描いた。2003年4月14日のことだ。

その後、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司所長、東京労働安全衛生センターの外山尚紀氏などによる綿密な調査、分析を経て、調査結果を明らかにするとともに、近鉄に対する損害賠償を請求することになった。そのことがマスコミに公表さ

れたのは2005年8月22日だった。約1年前の2004年7月、Aさんは入院先の病院で亡くなられていて、遺族の委任を受けたアスベスト訴訟弁護団による記者会見だった。このときの発表の詳細は、ひらの亀戸ひまわり診療所のホームページに掲載されている (<http://www.himawari-clinic.jp/kb/bunboubuten1.html>)。

記者会見ののち、近鉄代理人弁護士とアスベスト訴訟弁護団との交渉が行われたが近鉄側の誠意のない姿勢は変わらず、記者会見の10ヶ月後の2006年6月20日、やむを得ず提訴となった。(提訴までの詳細は本誌2006年7月号No.360を参照)

裁判の争点と判断

判決では次のように整理された争点に沿って判断が示された。

- ①石綿の危険性に関する知見及び規制状況
- ②Aさんの悪性胸膜中皮腫の発症原因
- ③被告近鉄には、本件建物の所有者とし

て、本件建物に施工されているアスベスト含有吹き付け材による危険性を排除し又は同危険性を回避させる義務（以下、単に「安全性確保義務」という。）があるかどうか、及び同義務の違反（不法行為）があるかどうか。

④被告近鉄には、本件建物の占有者又は所有者として、本件建物の設置、保存上の瑕疵に係る責任（以下、工作物責任。筆者）があるかどうか。

⑤被告近鉄には、賃貸人として、本件建物賃借人の役員又は従業員に対する安全性確保義務があるかどうか、及び同義務違反（債務不履行又は不法行為）があるかどうか。

⑥被告近鉄の上記③ないし⑤の義務違反等とAさんの死亡との間に相当因果関係があるか。

⑦原告らの損害の有無及び額

⑧過失相殺、損益相殺（抗弁）

つまり、被告には「所有者」「占有者」「賃貸人」としての立場があり、それぞれの立場からみて、「安全性確保義務」及びその違反や「工作物責任」があるのかどうかが判断されたのである。

1987年と1970年

争点①は石綿の危険性や対策の必要性の認識がいつ頃から確立されていたと認められるのかという問題で、「安全性確保義務」や「工作物責任」を判断する際の基本にかかるところだ。

判決は「建築物の吹き付けアスベストの

ばく露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったのは、早くて昭和62年（1987年）ころと認めるのが相当」とした。

さらに「昭和45年（1970年）ころには、アスベスト自体の人の生命、健康に対する危険性、有害性（特に肺がんや中皮腫の原因物質となり得る有害性）について、一般的に認識されていたと評価することができる。」とした。

吹き付けアスベストについてと、アスベスト自体についてとは、有害性や危険性の認識時期には違いがあるとの判断だ。

原因は倉庫の吹き付け

争点②について判決は、倉庫空気中の石綿濃度測定結果、剖検肺から検出されたクロシドライト（青石綿）纖維数や石綿小体数ほかなどから「本件2階倉庫におけるクロシドライト纖維からなる本件粉じんによるものであると高度の蓋然性をもって推認することができる」とした。

また、名取医師が「Aさんの場合の中皮腫発症リスクは数万分の一ないし数十万分の一」と証言したことについて、「環境基準として健康被害に対して明確な対策が必要な程度に達している」との証言内容を肯定的に評価するとともに、争点①での判断から建物による吹き付けアスベストによる中皮腫が発生することは高度の蓋然性をもって認められるのだから、数万分の一ないし数十万分の一という一見低そうにみえる数値

が「高度の蓋然性の推認」を妨げない、と判断した。

安全性確保義務違反なし

争点③⑤⑥に関連して、判決は、争点①の建築物の吹き付けアスベストについての危険性、対策の必要性の世間一般の認識は「早くて1987年」からとの判断に照らして、1987年以前については、2階倉庫の吹き付けアスベストの危険性については予見することはできず、安全性確保義務はない、したがつて被告の責任はないとした。

1987年以降については、Aさんの石綿ばく露開始から発症まで、つまり、1970年から2001年までの約32年のうち、17年間のばく露の後、1987年以降に対策をとっていても中皮腫発症を回避していたかは直ちに認められないから、仮に、1987年以降に安全性確保義務違反があったとしても、その注意義務違反と中皮腫発症との間に、被告に責任ありとするまでの相当因果関係はないとした。

つまり、安全性確保義務違反からは被告の責任は問えない、ということである。

工作物責任あり

安全性確保義務やその違反が損害賠償責任の要件となるのは、不法行為による損害賠償を定めた民法第709条による場合だ。

(不法行為による損害賠償)
第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

一方、土地の工作物等の瑕疵（かし）（ある物に対し一般的に備わっていて当然の機能が備わっていないこと。るべき品質や性能が欠如していること。欠陥（厳密には、瑕疵と欠陥の関係である。瑕疵は不完全・ミス・誤謬・不足・不十分を指す、欠陥は安全に係る瑕疵を指す）によって他人に損害が生じた場合の賠償責任については民法第717条に定められている。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)
第717条

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

争点④はこの工作物責任についてである。判決は、争点①での判断「昭和45年（1970年）ころには、アスベスト自体の人の生命、健康に対する危険性、有害性（特に肺がんや

中皮腫の原因物質となり得る有害性)について、一般的に認識されていたと評価することができる。」を前提として、2階倉庫にアスベストの中でもとりわけ発がん性などの有害性が強い青石綿が露出した状態で施工されていたこと、頻繁な電車の往来による振動によって飛散しやすい状態にあったことから、建物利用者にとって吹き付け材から発生した粉じんによって生命、健康が害される危険性があったと認められるのであるから、「本件賃貸借契約開始時である1970年3月の時点以降、本件建物には、設置、保存上の瑕疵があったものと認めるのが相当である。」とした。

そして、被告近鉄を所有者兼占有者として認定、工作物責任に基づいて、Aさんの被った被害について損害を賠償する義務を負うと判断した。

以上をまとめ、判決は「本件建物の設置、保存上の瑕疵とAさんの死亡との間には、相当因果関係が認められるとるべきである」（争点⑥について）としたのである。

父の無念 晴らせた

石綿死訴訟 遺族ら会見 対策のきっかけに

「建物のアスベスト舗に吹き付けられた石綿による被害で、大阪地裁は31日、貸した近畿側に賠償責任を認めました。中皮腫で男性文具店長（当時70歳）を失った遺族は判決後の記者会見で「これで無念が」と語りました。

〔第3種郵便物認可〕



技術に磨きをかけたのでは、中皮膚にかかっては、「苦しみだ男性が生前、「無念」ならない」と話していたことだった。死後も、鉄道架下の貨店舗の床に死んでいた灰は、死に追いやった灰の色の粉（青石膏）が鉄道の振動で飛散して積もり続けていた。「もう放置はできない」。遺族の一一致した思いだ。

民間の建物 石綿多數残
され化して飛
散し易い吹
き付けアスベスト(石
綿)は、全国の民間の
建物に今も多数残る。
その被害を巡る訴訟
で、建物所有者の近鉄
に管理上の責任を認め
た大阪地裁判決は、同
様の建物の所有・管理
の有無を調査する

調査方法 指針作りを

現状、石綿使用は原則禁止されているが、既に施工されている際は、き付け石綿の場合は、今後も立ち入りたま、改修や解体の際に吸い込む危険がある。被害を広げないよう、国では調査方法などを定めたガイドラインを作り、法制定が求められる。【大島秀利】

第2步是看首句：次原物

「た。この日午後、大阪地裁で判決が言い渡されたると、緊張した面持ちの遺族4人に笑顔が戻った。「『き父にいい報せができる』と長男(40)はホッとした様子を見せた。

記者会見で長女(47)は「人の命と環境を大事にしなさい」という判決だと思ふ」と評価した。次女(45)らも「改めて受け石綿の危険性を広く知られ、対策が講じられるきっかけになつてほしい」と期待した。

近鉄は07年3月までに、2府3県の鉄道橋下の石綿の除去などを終えている。

「吹

し

い頼

い、石碑が吹きさ

けられて露出していく

建物が一方6000種

(うち対策済み約60%)

あることが今年3月に

分かった。しかし

調査能力や手法の問題で

見落とされているケースがあると専門家は

指摘する。その上、今回

回の訴訟の舞台となつた

大販賣網(約1万店舗)

方のよう、面積が

小さく、調査の対象

これらは音節の構成要素で、常に複数の音節を構成する。

2009年9月1日 每日新聞

闘いは控訴審へ

被告近鉄は控訴した。

争点⑦⑧について賠償額が減額、相殺された部分がある（一部敗訴）こともあり、原告側も控訴、闘いは大阪高裁に舞台を移すことになった。ご遺族と弁護団の闘いはまだ終わらないが、多くの皆さんの支援と注目をお願いしたい。

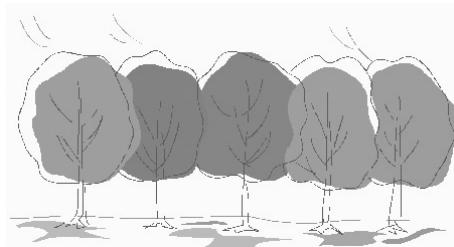
吹き付けアスベストについての、安全性確保義務が1987年からしか認められないということは大きく疑問だ。工作物責任にしても1970年からしか認められないのか、原告勝訴とはいえ、不十分と考えられる点もある。

ただ、逆に、吹き付けアスベストについては、土地建物の占有者、所有者について1970年以降の工作物責任が、1987年以降は安全性確保義務が法廷で認められたことは今後の既存アスベスト対策、疾病予防対策、被害者救済対策上、極めて重大な意義がある。

全国的な吹き付け工事、除去工事にかかる詳細なデータベースの作成と保存、徹底した情報公開、石綿対策工事の信頼できる資格制度の導入などを法制度として、迅速に、しっかりと確立することを求めた判決だったといえよう。

また、最後に一言付け加えたい。

吹き付け工事を行ったニチアスなどの中心的石綿企業、そして、危険な工事を厳しく規制しなかった国に責任があることを忘れてはならない。

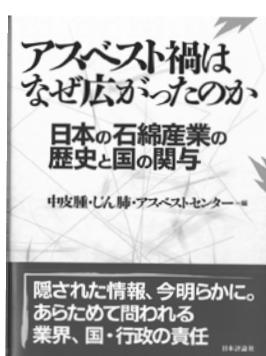


アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ



「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来－その16

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

1年前から始まったこの連載も、既に「クボタショックから4年」以上経過した。

この1年間の間にも被害者は急増し、クボタ周辺住民にとどまらない多様な被害形態が明なになってきた今、「クボタショックから3年」の連載は今回をもって終了する。

今度からはクボタの枠にとらわれない形で、もっと多くの被害状況と患者の声を伝えてゆきたいと思っている。

かつての企業戦士の死

今村保夫さん(83歳)は、静かに7月15日永眠した。

かつて彼は、クボタ旧神崎工場のすぐ南側にあるヤンマー尼崎工場で働いていた。

今村さんは営業職であったから、ほとんど事務所にいた。

当時の熾烈な営業合戦は、ヤンマーとクボタがライバル同士だったとか。

今村さん自身も、和歌山での出張先ではクボタと営業合戦を行った、とよく武勇伝を聞かせて貰った。

クボタショックの直後、相談の電話があり今村さんは関西センターの事務所を訪れた。

肺がんになり、一部摘出手術を行っている状態だった。「自分の肺がんもしやクボタから飛んできたアスベストが原因では」と語った。相談を受けて片岡さんが動いた。

病院との交渉など、聞き取りも始まった。当時はまだ石綿被害者救済法は制定されていなかったので、救済法が出来ると同時に申請を行った。

ある日、事務所にいた私のもとに今村さんから電話がかかってきた。「古川さん、認定されました！今認定通知が届きました」と興奮した声が伝わってきた。「え～！良かったですね」とともに喜びながら「なぜ！」と思いました。石綿新法による肺がんの認定基準は非常に厳しいのだ。どの様な医学的所見があつて認定になったのか？

すぐ様、片岡さん達は調べました。その結果胸膜プラーケはもとより、肺内には多量の石綿小体が存在していたことが判明し、その数量の多さに皆驚いた。

クボタの石綿は線路を隔てた南側にある、ヤンマー尼崎工場で働いていた今村さんにも降り注いでいたのだ。

石綿新法の認定通知を貰った時の今村さんは「この手帳には『有効期間5年間』と書いていますが私は今80歳です。5年後は85

歳。85歳まで生きる事が出来たら嬉しい」と笑っていた事を懐かしく思い出す。当然のことながら、今村さんはクボタ救済金の対象になった。

ある日、カメラマンの今井さんと写真撮影に伺った。

その時は昔の話に花が咲いて、今村さんが「ライバル会社、久保田鉄工」と、和歌山の地で熾烈な営業合戦を行った武勇伝を聞かせて貰った。仕事に誇りを持ち、長年仕事一筋に生きてきて老後は多彩な趣味で活躍し、妻や愛犬とともに穏やかに暮らしていたある日突然の発病。その原因がかつて縁の深かったライバル会社であると解った時には、救済金の対象であると名乗りを挙げることさえ戸惑っていたのだった。

その様な今村さんが、手続きの為にクボタを訪れた時には本当に感慨深そうだった。

再度の発病

小康状態が続いた今村さんは、尼崎で行われる患者と家族の会の行事にはよく参加してその自慢の喉を披露していた。その様な時に再度病魔が彼を襲った。

前回肺がんに侵されていなかった方の肺に異常が見つかり、組織系の違う癌細胞が見つかったのだ。転移ではなくて新たな癌が正常な肺にも発生したのだった。彼は両肺に癌を抱える事になった。「5年後の85歳まで生きられたら」と言っていたのに。

83歳近い高齢で彼は手術に臨んだ。「無事成功した」と喜んで尼崎の患者会で報告をしてくれ、その場にいた患者さんたちにと



今村さん（撮影：今井明）

ても希望と勇気を与えてくれた。

しかし、今村さんと会ったのはそれが最後となつた。

後で奥様に聞くと、既に癌細胞は全身に転移していたそうだ。亡くなる直前まで「私は92歳まで生きる」と愛娘に言っていたそうだ。

いつまでも前を向いて頑張ってきた今村さんが、酸素を吸いながらも患者会に参加して語ってくださったあの姿はいつまでも私の脳裏に焼き付いている。

クボタショック直後に連絡があり、「まさか」と思うような肺がんの被害実態を身をもって明らかにしてくれた今村さんが私達に託したものは大きい。

(おわり)

アスベスト報道ダイジェスト 2009年8月

8/1 アスベスト被害の問題に取り組む「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」岡山支部の定期集会があり、会員ら20人が参加した。岡山支部は08年4月に結成し3カ月に1回程度、石綿被害の苦しみや悩みを共有する集いを開いている。

8/10 徳島県三好市の旧日本専売公社（現日本たばこ産業）の旧池田工場で配管保全業務を担当し、悪性中皮腫で死亡した元男性従業員の遺族に対し、JTがアスベスト救済新法に準じた同社独自の特別遺族年金（年間240万円）の給付を決めたことがわかった。JTが5年の業務災害申請の時効を過ぎた遺族も対象とする同年金の給付を決めたのは初めて。

8/17 がんにかかったのは勤務先の会社が工場の安全措置を怠り、アスベストの粉じんを長期にわたって吸ったためとして、静岡市の男性が静岡県富士市の合成樹脂パイプ製造会社「富士化工」に、約8800万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁に起こした。男性は73年に入社し、アスベストを含んだパイプを削るなどの作業で粉じんを約30年間吸い続けた。08年6月に「悪性腹膜中皮腫」と診断され。男性は、同年8月には富士労働基準監督署から労災認定を受けた。

環境省はアスベストの高度な無害化技術があれば、自治体の許可がなくてもアスベストの処理業務を認める国の制度に、三重県伊賀市の産業廃棄物処理業「三重大中央開発」が初めて申請したと発表した。早ければ11月にも認定される見通し。三重大中央開発の処理施設では、飛散性のアスベストを炉で圧縮した上で、電流を通して熱で溶解する。1日で最大約27トンを処理、アスベストは無害なガラス質になるという。国の認定制度には、年度内に、ほかの数社が申請を予定している。

8/20 労災保険に特別加入したアスベスト被害者への補償額が、未加入の場合に比べ激減するケースが多発している問題で、厚生労働省は、作業実態をみた上で申請者に不利になる場合は改善するよう全国の労働局に通知した。この問題では、特別加入を適用した労働基準監督署の処分を不当とする行政不服審査の裁決が相次ぎ、同省が対応を検討。より実態に即した措置を取ることにした。また、石綿で肺がんになった元電気工の男性が特別加入の適用により補償を大幅減額されたのを不服として提訴し、横浜地裁が先月30日に労基署の処分取り消しを命じた訴訟は、国が控訴を断念した。岡山地裁で係争中の同様の訴訟でも国が処分を変更する可能性が出ている。通知は6日付で「明らかに不合理な場合は、特別加入期間以前の保険で給付する」よう処理の徹底や見直しの検討を要請。「不合理」の例として、特別加入期間の作業で石綿にさらされた量が極めて少ない場合を示した。

8/22 大阪のミナミの商業ビル「南OSビル」の

解体工事で、業者が大阪市に無届けでアスベスト除去作業を行ったことがわかった。大気への飛散は確認されなかったが、市は大気汚染防止法違反に当たるとして、同市の解体業者に改善勧告を出した。今年1月業者が市に計画を届け出た。除去作業は5月に終えたが、新たに石綿を含む建材が確認され、8月7日に追加の計画を届け出た。しかし届け出前の同5日に2平方メートル分の作業をしていたことが、業者からの報告で分かった。除去作業時は現場をシートで覆い、集じん機で現場の気圧を低める措置をとっていたかった。

8/31 約9年前に中皮腫で死亡した南国市の男性について、高知労働局がアスベストによる労災死と認定し、いったん不支給とした遺族への特別遺族年金の支給を認めたことがわかった。不支給決定が覆されるのは県内初。遺族を支援してきた「全日本建設交通一般労働組合県本部農林支部」が県庁で会見した。男性は51-83年、高知市内の運送会社で働き、整備工場などで主に長距離トラックの整備に携わっていた。アスベスト製のブレーキ部品にエアホースをかけてちりなどを吹き飛ばす作業をする際、アスベストを吸い込んだとする。男性は99年7月ごろ悪性胸膜中皮腫と診断され、00年5月に死亡。男性の妻が06年に特別遺族年金支給請求書を高知労働基準監督署に提出したが、「業務によるアスベストが認められない」として不支給としていた。

大阪府内で鉄道高架下の文具店を経営していた男性が中皮腫を発症したのは、建物を管理する近畿日本鉄道がアスベスト対策を怠ったためだとして、遺族が同社に約7300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は約4900万円の支払いを命じた。アスベストをめぐって建物の管理者の責任を認めた判決は初めて。貸し主の近畿ビルサービスに対する請求は棄却された裁判長は「中皮腫の原因は建物のアスベストだった」とした上で「男性が文具店を始めた1970年ごろには危険性は一般的に認識されていた」と指摘。さらに「貸借人は修繕など対策を講じることができないため、管理責任は建物管理者にある」と近畿の賠償責任を認めた。男性は近畿が69年に高架化した駅の下に建てた店舗を借りて文具店を経営。70年から約30年間、荷物の搬出などで店の2階の倉庫に出入りする際、壁に吹き付けられたアスベストを吸い込んだ。男性は中皮腫と診断され、その後04年7月に死亡した。



韓国からのニュース

■建物撤去時の石綿検査義務化／1%越えれば専門業者に

今後、一定規模以上の建築物や設備を撤去する時は、石綿専門調査機関による石綿含有の有無を確認しなければならない。また石綿含有量が1%を超えると、撤去専門業者に工事をまかせなければならない。労働部はこうした内容の産業安全保健法施行令が7日から施行されると明らかにした。

石綿の含有の有無を確認しなければならない建築物は、延面積50m²以上的一般建築物と200m²以上の住宅とその付属物である。面積の合計が15m²を越える断熱材、保温材、噴霧材、耐火被覆材などと、長さの合計が80m以上のパイプ保温材などの建築材料も適用対象となる。

これらの建築物と施設などに石綿が1%以上入っていれば、解体や除去の時は必ず労働部に登録された専門業者が施工しなければならないことになる。もし未登録業者に工事をやらせて摘発されれば、懲役5年以下か罰金5000万ウォン以下の処罰を受けることになる。ハンギョレ新聞 2009年8月6日 ナム・ジョンヨン記者

■非正規職、雇用不安のストレスで死亡は『労災』

非正規職の労働者が雇用不安のストレスによって死亡すれば、業務上災害に該当するという判決が出た。

ソウル行政裁判所行政11部(ソ・テファン部長判事)は、ユン某(64)氏が勤労福祉公団を相手に出した遺族手当および葬祭料請求返戻処分の取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行ったと31日明らかにした。

裁判所は「ユン氏の娘は5年間非正規職として働き、雇用不安によるストレスなどで正常な睡眠をとることができずてんかんを起こし、その2ヶ月後に亡くなった」とし、「ユン氏の業務と死亡の間に因果関係がある」とした。裁判所は統いて「病気の主な原因が業務遂行と直接的な関連がないとしても、少なくとも業務上の過労やストレスが、病気を誘発したり悪化させたとすれば、業務上災害に該当する」と判決した。

ユン氏の娘は2001年から韓国電力公社の全南支店で非正規職勤労者として仕事をし、配電情報システムに竣工図面と配電工事の設備資料などを入力する業務を行っていたが、2007年5月に亡くなった。

ユン氏は「娘は非正規職として働き、深刻な過労とストレスによる睡眠不足で苦痛を受け、てんかんに罹って亡くなった」として勤労福祉公団を相手に遺族補償と葬祭料を請求していたが、公団は「過労とストレスとてんかんは、医学的に因果関係が不明確だ」として請求を受け入れなかつた。ハンギョレ新聞 2009年8月31日 イ・ハンスン記者(ソウル=聯合ニュース)

■「キム・デジュン元大統領、偉大な指導者でした」／弟のくやしい死の解決で助けられたムン・グンミョン氏

「一言で言って、偉大な指導者でした」。21日夜、国会の葬儀室を訪ねたムン・グンミョン氏は故キム・デジュン元大統領についてこのように回想した。ムン氏は、1988年に温度計の製造会社に入社し、わずか2ヶ月で水銀中毒によって死亡したムン・ソンミョン氏の実兄で、弟の死亡当時、産業災害

問題を解決しようと格別な愛情を注いでくれたキム元大統領の逝去に、本当に残念だと話した。

故ムン・ソンミョン氏は87年に忠南道の瑞山から上京し、永登浦にあるH社(温度計と圧力計製造会社)に入社し、2ヶ月目の88年2月に水銀中毒に罹った。4月に家族たちは労働部に労災療養申込書を提出したが、会社側が『労災ではない』とし、労働部の対応も遅れ、認定処理が遅れるなどの困難を経験した。行政が今日・明日と延ばしている間に入院中だったムン氏は、結局15才という若さで死亡した。これに対し、当時平民党的総裁であったキム・デジュン元大統領は、彼が死亡した後、行政に『職業病』と判定するように強く求めていた。当時、初当選の議員だった故ノ・ムヒヨン前大統領も、ムン氏の問題を初めて国会で取り上げ、労災問題を議題とした。キム元大統領などの政治家の強い要求で社会的に波紋が拡がり、結局政府は該当会社の公開謝罪と補償、労働部の責任者の懲戒、産業安全保健対策作りをすることになる。

現在でもこの事件は韓国の産業災害、職業病の問題を社会問題化した重要な契機として評価されており、毎年ムン・ソンミョン氏の追悼行事が行われている。

ムン・グンミョン氏はインタビューで、18日にキム元大統領逝去の報に接した時、「セフランス病院におられる時に放送を見て、快癒を望んで祈祷までしたのに、結局再起できなかつた」という残念さに耐えられなかつた。以前、弟の死亡当時に靈安室を訪ね、告別式にも参加してくれたキム元大統領を思い出して、「周りの人たちがみんな、大統領を責任感が強い人だといった言葉が思い出される」と話した。「もう20年も前のこと、当時私も20代の始めだった。その時大統領は両親など年配の方たちと多く話

をされていたが、みんなそう言っていた。責任感が本当に強い方だったと。大統領はその時、弟に対して『残念だ』と言って『余りにも若くして亡くなつた。再びこうしたことがあってはならない』と言う慰労の言葉を話された」。「大統領は本当に責任感のある方だった。その時(弟の)産業災害の判定を受けるのはとても難しかつた。会社側が職業病ではないと逃げ腰だつたためだ。産業災害が認められるために、キム元大統領が『二度とこういうことが起きないように』という思いで、当時イ・サンス、イ・ヘチャン議員など、人権運動をしている方たちもこの問題を解決しようと一所懸命に努力されていた。その中に大統領がおられた。責任ある方が動くから、周りの人たちも自然にこの問題を解決するために参加して下さつていたようだ」。

続いて彼は「死刑宣告、拉致などといった経験と苦難を体験しながら、民主主義のために、民主化のために、努力された方」と言いながら「もっと前に訪ねなければならなかつたのに、一歩遅れて訪ねることになり申し訳ない」と話した。「亡くなられたら昔のことがたくさん思い出される。放送で見たら(大統領の長男の)キム・ホンイル前議員が、昔の拷問でパーキソン病に罹られたのを見た。とても残念だつたし、大統領も『私の息子たちに負担をかけて申し訳ない』とおっしゃつたのを見て、本当に心が痛かつた。もっと早く訪ねなければならなかつたのに、やらねばならない仕事があつて、やつと終わつて今来ることになつた」。

加えてムン氏は「大統領の望みどおりに統一されたら良かったのに、そうできないのが残念だ」。「ぜひ良い所に行って、永眠されるように願つて」と哀悼の意を伝えた。民衆の声 2009年8月22日 バク・サンヒ記者



本田技研に対し損害賠償提訴

自動車整備で中皮腫

名古屋

【クラッチ、ブレーキ、排気系統、エンジン周りの断熱など自動車部品として石綿が使用されてきたため、自動車の製造、修理、研究などで石綿被害が発生している。その被害を初めて裁判に提起した男性がいる。所属する労働組合の報告を元に紹介する。】

ホンダ・エス・エフ中部（本田技研工業株式会社が吸收合併、以下ホンダ）名古屋北工場で働いたときの石綿ばく露が原因で中皮腫を発症した羽根英成さん（60歳、岐阜県在住）は、「石綿労災を発生させたのは、会社が石綿粉じんを適切に管理しないなどの安全配慮義務違反によるもの」だとして、ホンダに対して約9700万円の損害賠償を求め、3月25日、東京地方裁判所に提訴した。

車産業に魅力を感じた羽根さんは自動車整備の専門学校を卒業後、1968年4月から69年12月末まで名古屋北工場で自動車整備士として働いた。家庭の事情で退職後、岐阜県高山市でレストランを経営してきた。

2007年にレントゲン写真で異常がみつかり、精密検査で「悪性胸膜中皮腫」とわかった。医師から石綿関連だと教えられたが当初は全く思い当たらなかった。が、ある日突然若い日のことを思い出し、当時の先輩に連絡を取って確認して、間違いないことを確信。

当時ホンダで初めて販売した乗用車N360は故障が多く、よくマフラー交換をしたことなどがあったからである。

労災請求するとともに京

都大学病院で治療開始、2007年12月に名古屋北労基署が労災認定した。手術など治療は非常につら大変なものだったが幸い経過は良好だった。

羽根さんは当時の仲間のことが心配だ、また、自分と同じように石綿被害に苦しむ患者や家族のことを知りたいと考えていろいろ調べ、アスペストユニオンという石綿被害者で構成する労働組合の存在を知った。

2008年5月、ユニオンに加入して会社と交渉することを決意した。

ユニオンはただちにホンダに団体交渉開催を要求し、羽根さんへの賠償、ばく露や被害状況の情報開示、退職者への健康管理対策などを求めた。ところが、ホンダは羽根さんとは雇用関係がないとして団体交渉を拒否。その一方で、本人代理人弁護士ならば適切に対応するとの回答をしてきた。

ところが、そのとき羽根さんが体調を崩し京大病院に入院することになった。

一日も早い解決を求めてユニオンは2008年8月、労

災に詳しい弁護士に協力を依頼し、羽根さんは代理人を委任した。さらにユニオンは神奈川県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行った。ホンダは代理人弁護士が対応してきたが、極めて不誠実なものであつたため、12月に弁護士間交渉は決裂した。

そして、労働委員会での闘いと平行して、今回の裁判提訴に至った。

石綿労災をめぐる損害賠償を求める取り組みは、石綿製品製造メーカーに始まり、造船、保溫、建設など様々な業種や会社で裁判や自主交渉で解決している。自動車については、スズキで石綿肺を含むじん肺の訴訟が遺族によってなされたが、ただちに和解で解決しており、羽根さんの裁判は典型的な石綿労災である中皮腫では初めてのケースである。

残念ながらアスベスト疾患、とりわけ中皮腫の治療は大変難しく、被災者自らが会社と交渉に至る例は多くない。しかし一方で遺族と異なり、本人に当時の状況の確認がしやすいため通

常は自主交渉で解決することが多い。

話し合いにすら誠実に応じないホンダの対応は極めて悪質であり、労災認定の事実すら尊重しない、他社に例をみない特異なものである。

裁判では賠償金額についての争いとならざるを得ないが、羽根さんやユニオンが求めているのは、同じように石綿にはく露した労働者全体の救済や健康管理である。羽根さんが、名前も顔も出して裁判に踏み切る

のは、こうした思いからである。

【発病は店の経営に甚大な影響を与えている。また、羽根さんは労災認定されたが、労基署は給付基礎日額を6,380円と非常に低額と決定した。制度上、高卒初任給が現在にスライドしただけで、年収では約1/3と激減した。許せない話だ。裁判を闘う羽根さんはほかの被害者にも声をかけ、前を向いて、理不尽きわまる石綿被害と闘っている。】

「労働者」健康センターと 労働者「健康」センターの間 でこつこつと

韓国

【韓国労働社会研究所 機関誌「労働社会」2009年7・8月号より チョン・スギヨン(労働健康連帯 聖水労働者健康センター チーム長)】

うつとうしい季節が過ぎようとしている。何日も雨が降り続き、まぶたを動かすだけでも汗が流れる蒸し暑さが来そうだったのに、

また豪雨が始まる。

政府・与党の環境労働委員会の幹事という人と労働部長官という人が、そんなに非正規職を『愛』しているとは知らなかつた。涙まで流すとは開いた口がふさがらない。2ヶ月も工場の中から出てこられないまま、解雇と闘っている数百人の労働者を診療しようと

行った工場の正門の前では、会社側だという奴らがあくどく『正義』を叫ぶ現場を目撃した。目をつむること以外に、これといってしなければならない仕事を見出せなかつた。

■診療妨害を『正義』と叫ぶ、不条理な夏のどまん中で

ウォー、首に青筋を立てて拳を突き出した。医薬品が一杯入ったボックスを持ったまま2時間も工場の門にしがみついて、会社側に苦しめられている医療スタッフを見物するだけの警察に向かって、「税金で食べているくせに、見てるだけか」、「医療スタッフは邪魔しないと言ったマスク・プレイを何故したか」、「ジッとしていなさい」と、大騒ぎもした。そして籠城中の労働者の妻たちが煎れてくれたコーヒーを一杯飲んで工場の前を離れたが、冷たい悲しみのようなものが突き上げる。

このように非現実的で不条理な2009年の夏が、その真ん中を過ぎようとしている。労働健康連帯が位置する聖水（ソンス）洞でもや

はり、静かだが大きな事件が水面下で起こっている。

『漢江ルネサンス』を起こすとソウル特別市が出した都市開発プロジェクトの中に聖水洞が含まれているところに、『産業ニュータウン』という美名の下に聖水洞一帯の製造業の工場を整理して、IT産業の中心地にするという事業案が出ているのだ。

住居地域は住居地域なりに、工場地域は工場地域なりに、家主と借家人の間で、社長と労働者の間で、話す言葉も多く、知りたいことも多い場所だ。しかし不動産事務室で遣り取りされる地価相場の話ならともかく、住民たちが集まって、私たちの街の未来がどうなるのか、私たちはどんな街を作りたいのかを話すような討論の場はない。初めから、居住者が討論して、合意して、開発の方向を定めるような社会ならば、龍山（ヨンサン）の悲劇は起きることもなかったということだ。

■『聖水洞の家族』のスペースを用意する！

何でもいいからやってみ

ようと、零細事業場の労働者と地域労組が集まって『聖水洞の家族』という活動家の協議体が作られ、具体的なスペースを念頭に置いた『地域労働者センター』を構想して7～8年が過ぎた。

地域労組は労使交渉も殆どなく、組合員数も多くないところに財政状況もやはり良くなく、組合活動を活発にするには困難な事情が多い。その代わり、組合員同士の繋がりはねばっこく、共同体的な性格が強く、労組運動の初期に持った情熱が残っている。最近になって地域労組が産別労組の支会に体制を改編したが、内容的な支援にはほど遠いものがある。組織の形はさらに強くなつたように思われるが、零細事業場に相応しい労組活動を求めて、依然として孤軍奮闘している局面といわなければならない。

しかし、このような条件のおかげで、想像と創意を模索し、数少ない組合員と一緒にできる日常活動を色々と試してみることができる。『聖水洞の家族』は

労働者の健康権の問題を媒介にして出会いを始めたが、労働福祉と生活の質、零細産業の政策と対応対策と一緒に話し、境界なく活動をしてきた。組合員たちは参加型労働健康教育をし、零細な工場に適した労働安全活動を学ぶために、日本の活動家を招いて学習もした。

2回も講師として来てくれた日本の活動家は、工場内・外をカメラで記録し、どんな考え方で、誰の目線で職場を見るのかを目覚めさせてくれた。『労働者』、『現場』を口にしながら活動しているが、他人化された者の不平に、外からどのような能動的な介入が可能について、考えたこともなかった自分自身を省察できたのである。

そして2005年、『零細事業場の労働者の労働福祉実態調査』を大規模に行い、地域と労働運動の結合が『具体性』を持ち始めた。50人未満の職場で働く5百人余りの労働者と会って、労働者の平均賃金が月150万ウォン程度で、休日や退職金のような企業福祉がほ

とんどなく、文化生活に対する欲求、社会福祉サービスに対する要求が高いことを知った。

目新しい話ではない。しかし5百人余りの労働者と会って、生活の条件と欲求を、言葉で表現して獲得した結果として、その時点から地域と労働者の関係で体温が実感できるほどにグッと近づいたのである。またこの調査を通じて、零細事業場で働く者たちには、正規職力非正規職力の区分に格別な意味はなく、不安定な産業政策があれば雇用もやはり不安定だという事実を確認できた。

1年に1回ずつ行う『小規模事業場の労働者無料健康診断』事業も6年間安定的に行え、活動家懇談会、地域団体懇談会なども行って、地域労働者センターの建設もいつの間にか実行の段階だけが残ったと考えられた。昨年11月、(仮称)『聖水労働者健康センター』のスペースを準備した。

■ヨガも学び、健康診断も受けて、辛い話を交わせる空間

センターは事務スペースと教育スペースを区分し、事務スペースには労働健康連帯とソウル東部非正規労働センター、金属労組ソウル東部支会、民主労総ソウル本部東部地区協議会が同居した。センターの下絵の時からの絵の具であり、形を作ったパートナーたちである。教育スペースには小さな相談室と台所を別に作って、床を広めに配置した。講義がある日は机と椅子を置き、ヨガをする日はマットレスを敷く。

引っ越した後の最初のプログラムは活動家ヨガ、労働者ヨガ学習であった。現在、月例特別講習、毎週土曜日の精神科医師相談、業種別の労働者簡易検診、健康教育を行っている。そして先週からは『聖水洞で働く人たちと一緒にする、本と話がある風景』を始めた。題名がちょっと長いがプログラムの内容は簡単だ。本と詩、歌を媒介として、これまで生きてきた話、辛かった話を交わすことだ。参加者は主に40代のおじさん、おばさんたちで、7~8人が一緒にす

る。製靴労働者もいて、失業者もいて、専従の活動家もいる。

業種別労働者簡易検診と相談は2業種の労働者に行っている。家事管理労働者と飲食店サービス労働者である。家事管理は主に50代の中年の低所得の女性が従事する職種で、地域福祉団体が運営する既存の組織があって、実施するのも相対的に簡単だ。飲食店業の労働者の簡易検診と相談は、センターに近い「建大入口」にある飲食店の密集地域『美味通り』に出かけ行って行つて行う。毎月第3木曜日に定期的に行うこと目標に始めて、6月と7月の2回行つてみた。韓国の飲食店サービス労働者の90%以上が中国僑胞（海外在住韓国人）女性だと聞いたが、こちらに来てみると本当にそうだった。中国僑胞は痛くないところがない。ところが健康保険の問題もあって、お金も多くかかるため病院にちゃんと行かないようだ。

もう一つ、飲食店の仕事であればそんなにコミュニケーションに困難はない

が、病院に行くと話を理解するのが容易ではないとう。中国で使うのと違う医療用語が多くて、診療文化も違っているようだ。「韓国の人たちも、病院に行けば聞き間違いをします」と誰かが話していた。

そして、検診をあらかじめ宣伝して、当日医療スタッフと一緒に荷物を丸めて持つて行く苦労の割には、労働者の参加が少なくて力が入らない。キチンと評価をして見なければ分からぬが、他のやり方を考えてみようと思う。

■胸をかきむしるような『精神科相談』の理由

毎週土曜日に精神科相談を行い始めて4週が経つた。この話しへ、「…。」。一回大きなため息を吐き出さなければ話せない。精神科の医師2人が隔週で行つたが、来週からは更に2人が一緒にすることになる。

相談に来られる人々は、主に家庭暴力と貧困の問題を抱えている30代から50代の女性である。主に地域の福祉団体とシェルターアンテナ施設から紹介されており、

理由の一つ一つ、問題の一つ一つが平常心を維持しにくい程に手にあまり、気苦労もかなりのものである。

一つはハッキリしている。韓国男性、一見平凡に見える彼らの中には、妻と子供を虐待し、お金があつても十分な生活費を与えるかったり、妻が離婚を要求しても何時までも別れてくれない者が少なくないようだ。もちろん貧困、アルコール、暴力的な成長過程の影響が大きいことも確かなようだが、癒されない苛酷な結果が女性と子供たちに残る。『家暴』（家庭暴力）という略語も今回初めて聞いたが、その具体的な内容に胸をかきむしる程驚いた。

専従活動家たちも精神科の相談に関心が高い。「手柄話、手柄の行為で偽装（？）した日常を続けていれば、緊張度も高く、私生活を大事にしてコミュニケーションする時間があまりにも足りない」ということだ。相談をしにきた活動家が下した診断だ。共感される方が多いだろう。

■難しくなるばかりの現

実・・・同じ夢を見るなか
まがいて、一步を踏み出
す

センターは今年1年をテ
スト活動期間と考え、正式
開所は来年の夏ぐらいと考
えている。事実センターの
場所に引越しする時の財源
は主に労働健康連帯の会員
たちが準備し、現在の運営
費も似たような事情であ
る。モデル事業によって、
地域の労働者、住民、社長
たちに、瓦の一枚の金額で
も募金をしてもらわなければ
ならない。運営の責任を
負うことができる構造も作
り出さなければならない。

重要なことは地域労組の
参加、住民、地域団体など
の協業である。そして2002
年にこの活動を始めた時よ
りも地域労組の力が随分と
弱くなっている。労働者が
直面している現実が手に追
えず、組合員の経済的困難
が大きい。それでも労働者
が集まって、労働者が話し
てあって、世の中を作つて
行こうという夢を見て、こ
つこつ歩いていく献身的な
なかまがいて、一步を踏み
出す。

一方、センターの未来像

については2種類の流れ、
『労働者病院』の開院を目
標に進もうという意見と、
『民衆の家』のようにもう
ちょっと広めにしようとい
う意見がある。それでも財
源作り対策と運営構造にお
いて、民主性と参加の原則
を最優先に考えることはみ
んな共有している。

やっと半年を過ぎただけ
なのに少し息が詰まる。仕
事自体が大変だからとい
うよりは、作らなければなら
ないのに、どのように作れ
ばいいか分からないことか
らくる息苦しさが大きくな
る。健康診断をしてみれば
人手が足りず、「血を抜き
取りなさい」というものす
ごい要求があった日、「針
と言えばボタンを付けるの
も怖い」、「私は国文科を
出た女なの！」と言う1人
の女性の絶叫があった（実
は私のことだ）。

私にも労働者『健康』セ
ンターの活動家だから、看
護補助者の資格証を取りと
言う圧力、精神科の相談を
行わなければならないから
社会福祉士の資格証を取り
と言う圧力がきつい。『労
働者』健康センターだから

と言って抵抗しているけ
ど、どれくらい持ちこたえ
られるか分からない。

■社会寄与の模範を示す
労健連の専門家たちに感
謝を

ここでこの活動に対し
て全面的に政策的、財政的
な支援をしながら、労働組
合と活動家が合意するよう
に、できるだけにゆっくり
進むのを見守る強固な協力
者である労働健康連帯の専
門家たちに感謝の言葉を残
さない訳にはいかない。

その人たちは現在、労働
運動と保健医療運動が上手
く行ってないけど、必ず
必要なところに自分たちを
位置づけて、専門家の立場
で、学者の立場で、動員で
きる資源を現場と連結する
ために努力してきた。 社
会発展に尽くす知識人の条
件は、能力より謙遜が先
で、人となりがその真髄だ
ということを、その人たち
は実践で示している。



8月の新聞記事から

8/2 熊本市八幡の半導体メーカー「NECセミコンダクターズ九州・山口」第8工場で2階の空調機械室から煙が上がり、従業員17人が病院に運ばれたが全員軽症。半導体製造に使う「シランガス」をためるタンクから、何らかの理由でガスが漏れ、壁が焦げて煙が出たとみられる。

8/3 佐川急便の派遣社員だった仙台市の赤坂貴志さんが過労によるうつ病が原因で自殺したとして、母親が仙台労働基準監督署に請求した労災申請について、労働保険審査会は過労自殺と認定し、同労基署の不支給決定を取り消した。赤坂さんは平成10年11月、東京都内の人材派遣会社から佐川急便仙台店配送センターに派遣。夜勤で荷物の仕分け作業などを行い、18年2月末までにうつ病を発症し、同年3月27日に自殺した。自殺前の約1年間は、時間外労働が月平均で100時間を超えていた。

広島県東広島市の陸上自衛隊原村演習場で、掩壕掘る訓練中に土砂が崩れ、隊員5人が一時生き埋めになり、うち3等陸曹が意識不明の重体になった。残る4人は自力ですぐ脱出し、けがはなかった。

大阪市北区の商業ビル「ヘップナビオ」地下駐車場入り口で、スロープに停車していた2トントラックが、無人のまま坂道を下り、警備員の男性をはね、男性は間もなく死亡。

山梨県身延町の土砂崩れ現場で、測量を開始しようとした県崎南林務環境事務所主査が石や木の崩落に巻き込まれ、病院に運ばれたが、脊椎損傷でまもなく死亡した。

滋賀県高島市の山中で、朝日航洋のヘリコプターが送電線補修工事の資材つり上げ作業をしていた際、地上の作業員がヘリの風圧で折れた立ち木の下敷きになり、重傷を負った。

8/4 宮崎県都城市の生コン製造会社、西部生コンの原材料の砂をためるタンク内で、同社社員が砂に埋まり死亡した。

8/5 新潟県燕市の元会社員玉橋亮治さんがうつ病になり自殺したのは上司のパワーハラスマントが原因として、玉橋さんの両親が勤務先の会社と元上司に計約4200万円の損害賠償を求めた訴訟は、会社側が300万円を支払うことで東京高裁で和解が成立した。和解したのは同県三条市のホームセンター運営会社「アーフラントサカモト」。和解条項は、会社側が和解金を支払うほか、パワハラによる被害の発生防止策の検討を含め、職場環境の改善に努めることを誓約した。玉橋さんは、勤務先の上司からの暴言や暴行が原因でうつ病になり、退職後の2005年8月に除草剤を飲んで自殺したとして06年6月提訴。一審で敗訴したが控訴し、6月に高裁が和解を勧告した。

8/7 茨城県のめっき加工会社で働いていた中国人技能実習生、蔣曉東（チアン・シアオトン）さんが昨年6月、急性心不全で亡くなったのは、長時間労働が原因による過労死だとして、遺族の代理人が、鹿嶋労働基準監督署に労災申請した。外国人研修技能実習生の過労死で労災を申請するのは全国初。蔣さんは05年12月に来日。1年目の研修生のときに禁止されている残業を月に約100時間した。技能実習生の2年目以降は残業は月150時間を超え、多い月で180時間に達した。月の

休日は2日ほどしかなかった。昨年6月の深夜、就寝中に急死。国際研修協力機構（JITCO）によると、08年度に死亡した外国人研修・技能実習生は計34人で、前年度より13人増えて過去最多。死因は脳・心臓疾患が最も多い、16人となっている。

8/12 大阪府四條畷市にある畜産会社の養豚場で、清掃作業をしていた住み込みの社員が電気コードで感電して死亡。

大阪市東淀川区のJR新大阪駅の配電室で、会社員が倒れているのを発見。病院で死亡した。会社員は同僚5人と配電盤の工事をしていた。死因は感電死とみられる。

8/17 ロシア連邦検査委員会は、シベリアのハカシア共和国のエニセイ川にあるサヤノ・シュエンスカヤ水力発電所で爆発事故が起き、作業員8人が死亡、54人が行方不明になったと発表した。このほか10人が負傷。発電設備を修理していた際に油入変圧器が爆発し、タービンが置かれた機械室の天井や壁が破損、作業員らがいた機械室が浸水した。事故後は発電が停止。周辺の住宅などで停電、修理には最低数カ月かかる。事故で川に油が流出、環境への影響も懸念されている。

8/19 那霸市樋川の農連中央市場近くのガーブ川で、橋の耐震調査工事をしていた建設作業員の男性5人が、大雨による鉄砲水に流された。5人のうち、1人が発生から約1時間半後に約1キロ下流で無事救助されたが、残り4人は翌日遺体で発見された。

8/20 福島県西郷村の東北自動車道下り線で、路面工事をしていた作業員がワゴン車にはねられ、間もなく死亡。追い越し車線を1.7キロにわたり走行規制して、作業員13人が路面表示の工事をしていた。

8/21 大阪府太子町の山中にある採石現場で、山から石を削り出す工事をしていたところ、突然、斜面の土砂が幅約30M、高さ十数Mにわたって崩れた。重機が埋まり作業中の2人が生き埋めになった。1人は救出され、病院に運ばれたが死亡、もう1人は不明。

8/24 中国電力は、島根原発3号機（松江市）の建設現場で21日に鉄製の部材が落下し、男性作業員が指を骨折する重傷を負ったと発表した。部材は原子炉建屋2階の柱に溶接され、電線を支える役目。位置を変えるため別の作業員が溶接部を切断し落下防止のための金具から外れて落ちた。

8/25 大阪市東住吉区の大坂芸術大学短期大学部の校舎の3階部分で外側のガラス窓を清掃していた作業員が約9M下に転落し死亡した。ヘルメットはかぶってあらず、命綱もなかったという。

8/26 千葉県野田市にある「柏廃材処理センター野田工場」で、アルバイトが廃棄物を運ぶベルトコンベヤーのベルトとローラーの間に体を挟まれ、翌日死亡した。発見されたのは事故から約30分後。鉄くずを取り除こうとして、ベルトコンベヤーに手を伸ばて、挟まるとみられている。

8/31 北海道は、新型インフルエンザに感染した稚内保健所利尻支所に勤める40代の女性保健師が死亡したと発表。死因は急性心不全。新型インフルエンザ患者の聞き取り調査などに従事していたが、感染経路は不明。感染者の死者は国内8人目。医療従事者の死者は初めて。